

給付金請求書

一般社団法人練馬区産業振興公社 理事長宛

届出日 年 月 日

次のとおり給付金を請求します。

会員番号	
事業所名 <small>*個人会員の場合不要</small>	☎
自宅住所	☎
会員氏名	(旧姓) *結婚祝金するとき

※会員本人が死亡した場合、受取人の住所・氏名・会員との続柄をご記入ください。

受取人氏名	会員との続柄()
自宅住所	☎

振込先(会員本人の口座をご記入ください。)

ゆうちょ銀行	
通帳記号(数字5桁)	
通帳番号	
口座名義人 (カタカナ)	

※ゆうちょ銀行の口座がない場合のみご記入ください。

銀行 信用金庫 信用組合 農協(支店コード:)	支店
預金種目	普通 当座
口座番号	
口座名義 (カタカナ)	

※給付金は、会員本人の口座に振り込みます。
 ※会員本人が死亡した場合、受取人名義の口座となります。
 ※口座名義人は、必ずカタカナでご記入ください。

該当する給付事由を○で囲み、必要事項をご記入ください。

結婚祝金 銀婚祝金 金婚祝金	配偶者氏名		配偶者の生年月日	(昭・平 年 月 日)
	婚姻届出年月日	昭和・平成・令和 年 月 日		
会員の子の 出生祝金	出生児氏名			
	出生年月日	令和 年 月 日		
会員の子の 入学祝金	入学者氏名			
	学校名			小学校・中学校
入院 見舞金	傷病名			
	入院期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで(日間)		
	10日目(月 日)・30日目(月 日)・60日目(月 日)			
	病院・診療所名			
障 害 見 舞 金	身体障害名			
	手帳交付年月日	令和 年 月 日	障害等級	級
死 亡 弔 慰 金	死亡者氏名			
	死亡年月日	令和 年 月 日		
	会員との続柄	会員本人 配偶者 会員の親 会員の子		

事務処理欄

受付番号	給付事由	事由発生日	受付者	履 歴	請求受付日
	結・銀・金・出・小・中・入10・入30・入60 障・弔(本・配・親・子)	.	.		/

決定給付金額

*給付金額は記入しないでください

十	万	千	円
---	---	---	---

事務局長	係 長	担 当

*この請求書はコピーでもご利用になれます。(FAX での請求はできません。)

※「給付金請求書」は一つの給付事由につき一枚必要です。(入院見舞金を除く。)
 ※証明書類を添付してご請求ください。
 ※給付金の請求は、給付事由発生日から一年間になります。また、入会後六か月以内に発生した事由については請求できません。

証明書類の例 (証明書類はコピー可)

祝金	会員の結婚	婚姻届出年月日(入籍日)および会員と配偶者の氏名、生年月日が確認できるもの 例) 戸籍謄本(全部事項証明書)、婚姻届受理証明書 ※住民票は不可
	会員の銀婚 会員の金婚	戸籍謄本(全部事項証明書) ※戸籍謄本は、原則として婚姻届出日から25年または50年経過後に発行され、かつ、請求日前6か月以内に発行されたもの
	会員の子の出生	会員と出生児の続柄および出生児の生年月日が確認できるもの 例) 母子手帳の出生届出済証明のあるページ、住民票など
	会員の子の入学 (小学校・中学校)	会員と入学者の続柄および入学者の生年月日が確認できるもの 例) 入学する市区町村の就学(入学)通知書の写し、子ども医療証(子医療証)、資格確認書、住民票
見舞金	会員が障害になったとき	身体障害者手帳(初めて取得した場合に限ります。) ※障害の等級の変更、更新の場合は支給できません。
	会員が入院したとき	会員氏名および病院名・入院期間が確認できるもの 例) 領収証、請求書、診断書 ※正常分娩、人間ドック、介護保険適用による入院の場合は支給できません。 ※入院中でも請求できます。 ※入院中に死亡した場合の入院見舞金は支給の対象になりません。 ※1年以内の同一給付事由は対象外です。
死亡 弔慰金	会員	死亡年月日および受取人と会員本人との続柄が確認できるもの (受取人の順位 ①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹) 例) 死亡年月日について 戸籍謄本(全部事項証明書)、死亡診断書 例) 続柄について 戸籍謄本(全部事項証明書)
	配偶者 親(会員の実父母または養父母のいずれか一方) 子(妊娠28週以上の死産・流産を含む)	死亡年月日および会員本人と死亡者との続柄が確認できるもの 例) 死亡年月日について 戸籍謄本(全部事項証明書)、死亡診断書 例) 続柄について 戸籍謄本(全部事項証明書) 死産・流産の場合は、死産届受理証明書または医師の証明書

ご注意

※住民票や戸籍謄本(全部事項証明書)など複数のページからなる書類の場合は、自治体の証明印のある最後のページまでコピーしてください。

※証明書類は、給付事由発生後のもので、かつ、住民票は請求日前3か月以内に発行されたものを、戸籍謄本(全部事項証明書)や戸籍抄本は請求日前6か月以内に発行されたものを添付してください。

※住宅災害見舞金請求書については、ねりまファミリーパックにお問い合わせください。

※永年在会祝金については、対象の方へねりまファミリーパックから専用の請求用紙を郵送します。

証明書類に不備がある場合、必要な書類を再提出していただくことがあります。